

# 地域包括ケア時代の 薬局・薬剤師の役割



ファルメディコ株式会社  
大阪大学大学院医学系研究科  
生体機能補完医学講座  
医師・医学博士 狭間 研至

## 第1回 地域包括ケアが支える「高齢者の尊厳と自立」

皆さま、こんにちは。狭間研至です。前回まで4年間、薬剤師がバイタルサインをどう捉え、どう活用していくかというお話をしてまいりました。連載開始から4年近くが過ぎ、ずいぶんと時代が変わりました。薬剤師が携わることについて法的解釈問題や医療における意義などについても、私自身もいろいろと整理がつき、理解が深まりました。6年制教育を受けた薬剤師が現場で活動し始めて3年になろうとしています。そこで、テーマを刷新して新たな連載を担当させていただくことになりました。改めてよろしくお願いたします。

### 昨今のキーワード「地域包括ケア」を改めて見直してみると…

新連載のテーマとしていくつかの候補が挙がりましたが、今回のキーワードは「地域包括ケア」です。最近ではいろいろなところで取り上げられる言葉なので、「ああ、聞いたことあるよ」という方も多いのではないのでしょうか。しかし、その実態というか、イメージや目的を改めて見直したという方は意外と少ないかも知れません。

かくいう私もその一人で、少し前に講演の依頼をいただいた際に「地域包括ケア」について話をしたいということがあり、改めて調べた際にその実態を知って驚いたことがあったのです。

私は、「地域包括ケア」というのは、どちらかといえば福祉や介護寄りの話で、メンタルもしくはフィジカルに何らかの課題を持った方が、その人らしく過ご

せるように、皆で力を合わせて行こうということだろうと思っていました。医療としては関わることは関わるけれども、その立ち位置は、まさにキュア (Cure) からケア (Care) へと変わっていくだろうとも考えていました。もちろん、これはこれで良いのですが、ニュアンスが大きく変わっていることに気がつきました。

### 厚生省が示す地域包括ケアの概念 その達成には今後の医療の関わり方が重要に

「地域包括ケア」の概念は、厚生労働省のウェブサイトに乗っています ([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/chiki-houkatsu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiki-houkatsu/))。講演の下調べとしてこのサイトを読んでいたときに、私のイメージというか、先入観とはずいぶん異なることに気がつきました。

まず、目的が介護保険法第1条に明記されている「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援」を実現し、「可能な限り住み慣れた地域」で、「自分らしい暮らし」を「人生の最期まで続ける」ためのシステムとして「地域の包括的な支援・サービス提供体制」の構築が必要で、それこそが「地域包括ケアシステム」だと記載されていました。さらには、その達成の期限として2025年(平成37年)を目途とすると明記されていたのです(図)。

よく考えてみれば当然のことなのですが、ぼんやりと「要介護高齢者を支える仕組みを手厚く作るんだらうな」と考えていた私にとっては大きな衝撃でした。

なかでも印象的だったのは、「高齢者の尊厳の保持」「自立生活の支援」というその目的でした。私も現在、高齢の方を対象とした医療に、医師そして薬局経営者として従事していますが、生活全般の介護を必要とされている方がいらっしゃいます。それの方々を手厚く見守ることが目的ではなく、その方の尊厳をどのように保持するのか、そして、自立した生活をどのように支えていくのかということを中心に考えていこうという姿勢は、素晴らしいと思いました。それと同時に、これを達成するためには、医療の関わり方は非常に重要になってくるはずだと感じました。

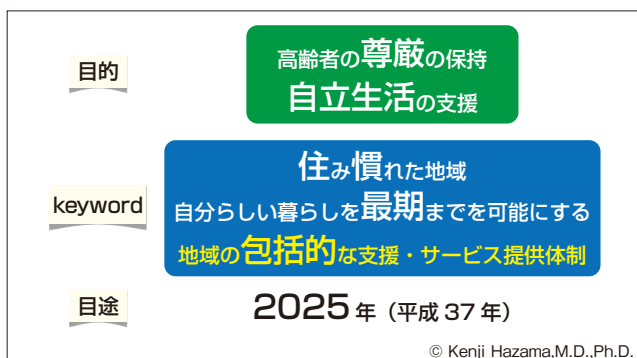


図 地域包括ケアシステム (2013 厚生省)